

全建労発第32号
平成22年7月7日

各都道府県建設業協会会長 殿

社団法人 全国建設業協会
会 長 浅 沼 健 一
(公印省略)

じん肺法施行規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行
及びじん肺法における肺機能検査及び検査結果の判定等について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび厚生労働省労働基準局長より、本会に対し標記の規則
等の改正点について周知依頼がありました。

つきましては、貴協会傘下会員に対し、別添のじん肺法施行規則の改
正によるじん肺健康診断の肺機能検査の変更及び検査結果の判定等の見
直し、労働安全衛生規則の改正による健康管理手帳等の様式改正ついて、
ご周知いただきますようお願い申し上げます。

以上



基発 0628 第 7 号
平成 22 年 6 月 28 日

社団法人全国建設業協会会長 殿

厚生労働省労働基準局長



じん肺法施行規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行及び
じん肺法における肺機能検査及び検査結果の判定等について

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

じん肺法施行規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成 22 年厚生労働省令第 82 号。以下「改正省令」という。）が平成 22 年 6 月 28 日に公布され、平成 22 年 7 月 1 日から施行されることとなったところです。

今回の改正は、じん肺法におけるじん肺健康診断のあり方について、最新の医学的知見を基に検討を行い、じん肺健康診断における肺機能検査及び検査結果の判定等に関し、必要な見直しを行ったことを踏まえ、所要の改正を行うものです。

つきましては、貴団体におかれましても、下記事項について、会員事業場等に対して周知いただきますよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。

記

I 改正の内容

第 1 じん肺法施行規則（昭和 35 年労働省令第 6 号）の一部を改正する省令

じん肺健康診断結果証明書の様式において、「肺機能検査」に「1 秒量予測値」及び「% 1 秒量」を記入する欄を追加し、「V25/身長」を記入する欄を削除したこと。

また、じん肺健康診断においては、じん肺及びじん肺の合併症の健康管理に役立てるため、喫煙歴の情報を把握することは重要であり、喫煙歴を記入する欄を新たに設ける等様式を変更したこと。（様式第 3 号関係）

第 2 労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）の一部を改正する省令

1 様式第 8 号(2)関係

粉じん作業に係る業務に従事した者に係る健康管理手帳の様式において、4頁及び5頁以降の頁（最後の頁を除く。）の「肺機能検査」の「第1次検査」の欄に「%1秒量」を記入する欄を追加し、「V25/身長」を記入する欄を削除するとともに、「第2次検査」の欄に「酸素分圧」を記入する欄を追加したこと。

2 様式第9号(2)関係

粉じん作業に係る業務に従事した者に係る健康管理手帳による健康診断実施報告書の様式における肺機能検査において「1秒量予測値」及び「%1秒量」を記入する欄を追加し、「V25/身長」を記入する欄を削除したこと。

また、じん肺健康診断においては、じん肺及びじん肺の合併症の健康管理に役立てるため、喫煙歴の情報を把握することは重要であり、喫煙歴を記入する欄を新たに設ける等様式を変更したこと。

第3 肺機能検査及び検査結果の判定等について

じん肺法における肺機能検査及び検査結果の判定等については、平成22年6月28日付け基発0628第6号「じん肺法における肺機能検査及び検査結果の判定等について」において示しているところであり、以下のとおりとする。

1 肺機能検査及び検査結果の判定について

肺機能検査及び検査結果の判定については、以下の内容を基本として行うこと。

(1) 肺機能検査の項目について

じん肺の肺機能検査において、以下の項目及び正常予測値を用いることとする。

ア 拘束性換気障害の指標として%肺活量を用いるとともに、肺活量の正常予測値として、2001年に日本呼吸器学会が提案した予測式を用いること。

2001年に日本呼吸器学会が提案した予測式とは、以下のとおりであること。

男性： $0.045 \times \text{身長 (cm)} - 0.023 \times \text{年齢} - 2.258$ (L)

女性： $0.032 \times \text{身長 (cm)} - 0.018 \times \text{年齢} - 1.178$ (L)

イ 閉塞性換気障害の指標として、1秒率及び%1秒量を用いるとともに、1秒量の正常予測値として、2001年に日本呼吸器学会が提案した予測式を用いること。

2001年に日本呼吸器学会が提案した予測式とは、以下のとおりであること。

男性： $0.036 \times \text{身長 (cm)} - 0.028 \times \text{年齢} - 1.178$ (L)

女性： $0.022 \times \text{身長 (cm)} - 0.022 \times \text{年齢} - 0.005$ (L)

(2) 肺機能検査の結果の判定について

じん肺の肺機能検査の結果において、著しい肺機能障害と判定する基準については、以下のとおりとする。なお、肺機能検査のフローチャートについては、別紙のとおりとする。

ア 肺機能検査の結果、以下の場合、著しい肺機能障害と判定すること。

- ・ %肺活量が60%未満の場合
- ・ 1秒率が70%未満であり、かつ、%1秒量が50%未満である場合
- ・ %肺活量が60%以上80%未満である場合、1秒率が70%未満であり、かつ、%1秒量が50%以上80%未満である場合、または、呼吸困難度が

Fletcher-Hugh-Jones の分類（じん肺診査ハンドブックにおける「Hugh-Jones の分類」）に基づき第 III 度以上である場合であって、動脈血酸素分圧(PaO₂)が 60 Torr 以下であること、または、肺胞気動脈血酸素分圧較差(AaDO₂)が別表の限界値を超えること。

イ フローボリューム曲線の検査から求められる最大呼出位から努力肺活量の 25%の肺気量における最大呼出速度（V25）については、肺機能検査の結果の判定に用いないこと。

ウ 動脈血ガスの測定に先立って耳朶血の酸素分圧の測定を要しないこと。耳朶血の酸素分圧の測定を行った場合であっても、その結果により動脈血採血を省略し、「著しい肺機能障害がない」と判定しないこと。

エ 呼吸困難度や胸部エックス線写真像については、検査結果の判定にかかる総合的な判断に際して活用すること。

オ その他の検査として、6 分間歩行試験による動脈血酸素飽和度測定を含め、医師が必要と判断して行われた場合や検査結果が提出された場合は、その検査結果を含め、総合的な判断を行うこと。

カ 肺機能検査の結果及び 2 次検査の実施の判定に当たっては、肺機能検査によって得られた数値をアにおいて示した判定基準に機械的にあてはめて判定することなく、粉じん作業の職歴、エックス線写真像、既往歴及び過去の健康診断の結果、自覚症状及び臨床所見、その他の検査等を含めて総合的に判断すること。

キ アにおいて示した判定基準を満たさない場合であっても、医師が総合的な評価に基づいて、著しい肺機能障害の有無の判定を行った場合、その医学的事由をできるだけ詳細に「じん肺健康診断結果証明書」の「医師意見」の欄に記入すること。

ク スパイロメトリー及びフローボリューム曲線による検査結果の妥当性と再現性を確保するため、検査は最低 3 回実施し、このうち最も良好な結果を採用すること。なお、検査の実施が困難な場合は、この限りではない。

ケ 1 次検査により拘束性障害や閉塞性障害が認められないが呼吸困難を呈する場合は、心疾患等の可能性も考慮した上で適切な判断を行うこと。

2 エックス線写真検査について

エックス線写真検査については、「じん肺診査ハンドブック」に記載された内容に加えて、石綿肺の場合、胸部単純エックス線写真において大陰影のみが認められることはないことを踏まえ、石綿肺が疑われ、胸部単純エックス線写真において大陰影のみが認められる場合には、石綿作業を含めた粉じん作業の内容と画像所見を総合的に評価し、じん肺による所見の有無を判定することに留意すること。

3 地方じん肺診査医による診断又は審査における留意事項

じん肺法第 13 条第 2 項（第 15 条第 3 項、第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する地方じん肺診査医の診断

又は審査において、じん肺による著しい肺機能障害の可能性がある場合には、肺機能検査の結果をよりの確に評価するため、スパイロメトリー及びフローボリューム曲線の結果や血液ガス測定の結果が記録された検査報告書を確認することに留意すること。

I I 関係通達の整備

第1 昭和53年4月28日付け基発第250号通達の一部改正

上記第3のとおり取り扱うこととすることに伴い、昭和53年4月28日付け基発第250号「改正じん肺法の施行について」の一部を次のように改正する。

第1の2の(3)中「じん肺診査ハンドブック」の下に「(IIの5の(1)及び(4)を除く。)」を加え、「記載された内容」の下に「並びに平成22年6月28日付け基発0628第6号「じん肺法における肺機能検査及び検査結果の判定等について」記中第1の1及び2」を加える。

第2 昭和53年10月13日付け基発第567号通達の廃止

昭和53年10月13日付け基発第567号「じん肺法に基づく肺機能検査の方法及び判定について」は、平成22年6月30日をもって廃止する。

I I I 施行期日及び適用日等

第1 施行期日及び適用日

改正省令及び基発0628第6号平成22年6月28日付け通達は、平成22年7月1日より施行及び適用するものであること。

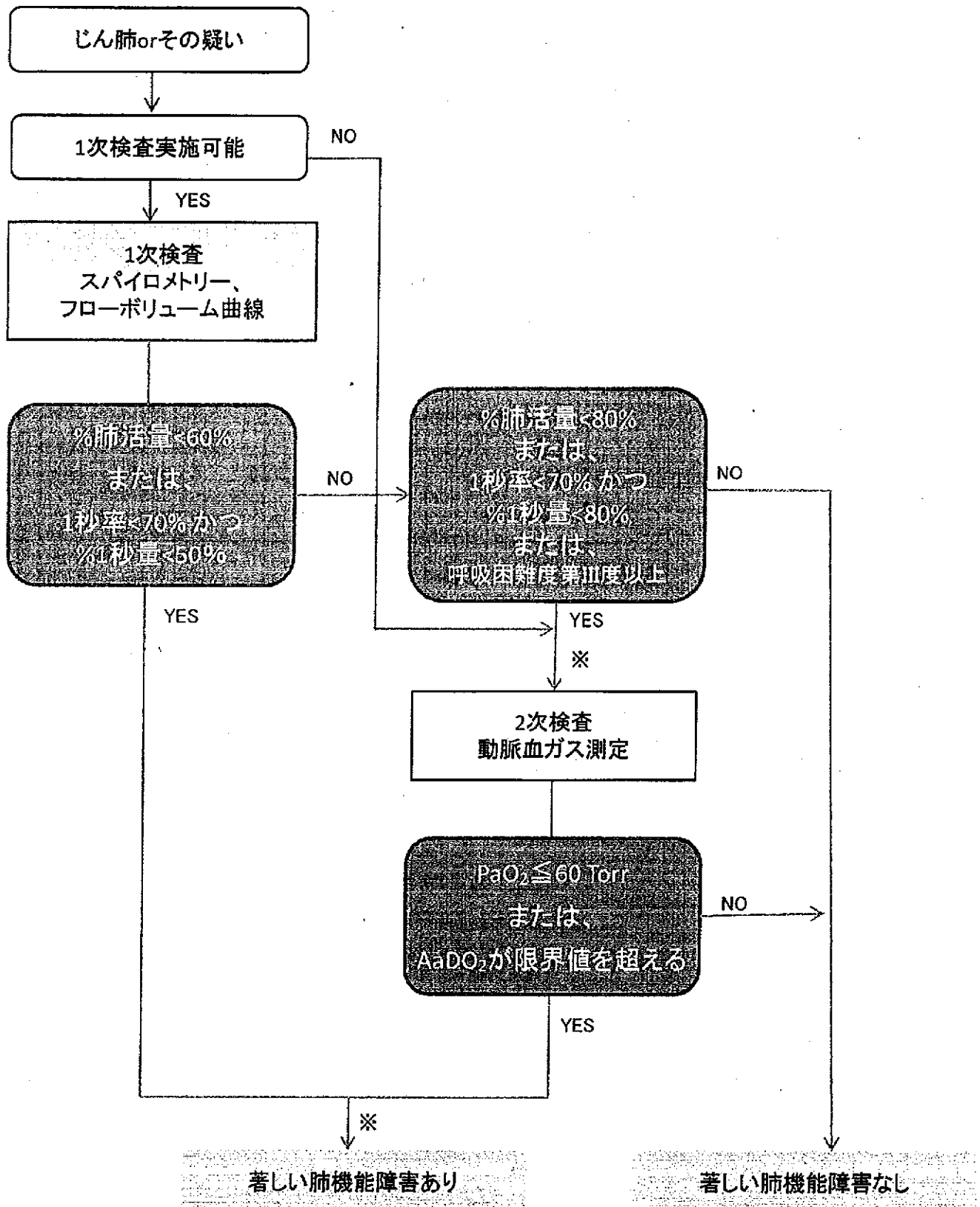
第2 経過措置

1 じん肺健康診断結果証明書等について

改正省令の施行の際現に交付され、又は提出されている改正前のじん肺法施行規則様式第3号によるじん肺健康診断結果証明書並びに改正前の労働安全衛生規則様式第8号による健康管理手帳及び同令様式第9号による健康管理手帳による健康診断実施報告書は、改正省令による改正後のじん肺法施行規則様式第3号によるじん肺健康診断結果証明書並びに改正後の労働安全衛生規則様式第8号による健康管理手帳及び同令様式第9号による健康管理手帳による健康診断実施報告書とみなすこととしたこと。

2 じん肺管理区分について

この通達の施行前に行ったじん肺法第13条第2項の規定によるじん肺管理区分の決定は、第1の3の(1)の内容を基本として行う肺機能検査及び検査結果の判定によるじん肺管理区分の決定とみなすこと。



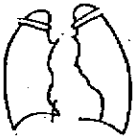
※肺機能検査の結果及び2次検査の実施の判定にあたっては、エックス線写真像、過去の検査結果、他の所見等をふまえて医師の総合的評価による判定を必ず行うこと。

別表

著しい肺機能障害があると判定する限界値(AaDO₂)
(男性、女性)

年齢 (歳)	限界値 (Torr)	年齢 (歳)	限界値 (Torr)
21	28.21	51	34.51
22	28.42	52	34.72
23	28.63	53	34.93
24	28.84	54	35.14
25	29.05	55	35.35
26	29.26	56	35.56
27	29.47	57	35.77
28	29.68	58	35.98
29	29.89	59	36.19
30	30.10	60	36.40
31	30.31	61	36.61
32	30.52	62	36.82
33	30.73	63	37.03
34	30.94	64	37.24
35	31.15	65	37.45
36	31.36	66	37.66
37	31.57	67	37.87
38	31.78	68	38.08
39	31.99	69	38.29
40	32.20	70	38.50
41	32.41	71	38.71
42	32.62	72	38.92
43	32.83	73	39.13
44	33.04	74	39.34
45	33.25	75	39.55
46	33.46	76	39.76
47	33.67	77	39.97
48	33.88	78	40.18
49	34.09	79	40.39
50	34.30	80	40.60

様式第3号 (第13条、第20条、第22条関係)

じん肺健康診断結果証明書																					
ふりがな		性別		生年月日		粉じん作業履歴															
氏名		男女		年 月 日		事業場名及び粉じん作業名		期 間		年 数											
住所 (変更)		名称		業 種		事業場名		年月 から 年月 まで		年 月											
						事業場名		年月 から 年月 まで		年 月											
事業場所在地		名称		業 種		事業場名		年月 から 年月 まで		年 月											
						事業場名		年月 から 年月 まで		年 月											
じん肺の経過		初めのじん肺有所見の診断		年		事業場名		年月 から 年月 まで		年 月											
						事業場名		年月 から 年月 まで		年 月											
前2回の決定状況		決定年月		年 月		じん肺管理区分		PR		F											
		決定年月		年 月		じん肺管理区分		PR		F											
決定年月		じん肺管理区分		PR		F		決定年月		じん肺管理区分		PR		F							
年 月								年 月													
年 月								年 月													
年 月								年 月													
年 月								年 月													
既往歴																					
肺結核		核 炎		歳		心臓疾患		歳													
胸膜炎		炎		歳		その他の胸部疾患		歳													
気管支炎		炎		歳				歳													
気管支拡張症		症		歳				歳													
気管支喘息		息		歳				歳													
肺気腫		腫		歳				歳													
エックス線写真による検査																					
		4. エックス線写真の像																			
		1. 小陰影の区分 (0/0 0/1 1/0 1/1 1/2 2/1 2/2 2/3 3/2 3/3/4) <table border="1" style="width:100%;"> <tr> <th>像</th> <th>区分</th> <th>タイプ</th> </tr> <tr> <td>粒状影</td> <td>/</td> <td>pqr</td> </tr> <tr> <td>不整形陰影</td> <td>/</td> <td></td> </tr> </table>													像	区分	タイプ	粒状影	/	pqr	不整形陰影
像	区分	タイプ																			
粒状影	/	pqr																			
不整形陰影	/																				
1. 撮影年月日		年 月 日		2. 写真番号		3. 撮影条件		KV		mAs		増感紙									
増感紙																					
胸部に関する臨床検査		検査年月日		年 月 日		医療機関の名称及び所在地		医師氏名													
呼吸困難		I II III IV V		チアノーゼ		+ -		他		ほろ状指		+ -									
自覚症状		せき		+ -		他		覚		副雑音		+ - (部位)									
心拍亢進		+ -		他		所見		その他													
その他																					
喫煙歴		なし、やめた、吸っている		()本/日×()年(~)歳																	
合併症に関する検査																					
検査年月日		年 月 日		肺結核以外の合併症に関する検査		特 徴		たん		結核菌		たん		結核菌							
自覚症状																					
結核菌		塗抹		+ -		培養		+ -		たん		たん		たん							
結核菌		培養		+ -																	
結核菌		撮影法 ()		所見		結核菌		結核菌		結核菌		結核菌		結核菌							
結核菌		エックス線特殊撮影		所見		結核菌		結核菌		結核菌		結核菌		結核菌							
結核菌		赤血球沈降速度		1時間値		2時間値		ツベルクリン反応		ツベルクリン反応		ツベルクリン反応		ツベルクリン反応							
結核菌		判定		年 月 日		医療機関の名称及び所在地		医師氏名													
結核菌		医師意見																			

備考 第十条第二項の規定によりたんにに関する検査及びエックス線特殊撮影による検査以外の検査を省略したときは、当該省略した検査に係る欄の記入を要しないこと。

様式第8号 (第54条関係) (2)

(4 頁)

じん肺の経過

初めてのじん肺管理区分2の決定	年	備考
初めてのじん肺管理区分3の決定	年	

既往歴

肺結核	歳	心臓疾患	
胸膜炎	歳		歳
気管支炎	歳	その他の胸部疾患	
気管支拡張症	歳		歳
気管支喘息	歳		歳
肺気腫	歳		歳

この手帳交付の直前のじん肺健康診断の結果 年 月 日

喫煙歴	なし、やめた、吸っている () 本/日 × () 年 (~) 歳	
エックス線写真による検査	第1型、第2型、第3型、第4型 (A、B、C)	
胸部に関する臨床検査	自覚症状	呼吸困難 (I、II、III、IV、V)、せき、たん、心悸亢進、その他 ()
	他覚症状	チアノーゼ、ばち状指、副雑音、その他 ()
肺機能検査	第一次検査	1秒率 (%)、%1秒量 (%)、 %肺活量 (%)
	第二次検査	酸素分圧 (Torr)、 肺泡気動脈血酸素分圧較差 (Torr)
判定	F (一 + 卅)	
かかっている合併症の名称		

(5頁以降の頁(最後の頁を除く。))

年 月 日		年 月 日	年 月 日
項 目			
喫 煙 歴		なし、やめた、吸っている	なし、やめた、吸っている
エックス線写真による 検査		第1型、第2型、第3型、 第4型 (A、B、C)	第1型、第2型、第3型、 第4型 (A、B、C)
胸部に関する臨床検査	自覚症 状	呼吸困難 (I、II、III、IV、 V)、せき、たん、心悸亢進、 その他 ()	呼吸困難 (I、II、III、IV、 V)、せき、たん、心悸亢進、 その他 ()
	他覚症 状	チアノーゼ、ばち状指、 副雑音、その他 ()	チアノーゼ、ばち状指、 副雑音、その他 ()
肺機能検査	第一次 検 査	1 秒 率 (%)、 % 1 秒 量 (%)、 % 肺 活 量 (%)	1 秒 率 (%)、 % 1 秒 量 (%)、 % 肺 活 量 (%)
	第二次 検 査	酸 素 分 圧 (Torr)、 肺胞気動脈血酸素分圧較差 (Torr)	酸 素 分 圧 (Torr)、 肺胞気動脈血酸素分圧較差 (Torr)
判 定		F (- + 卅)	F (- + 卅)
らせんCT			
喀痰細胞診			
かかっている合併症の 名称			
医療機関の名称 及び医師氏名			

様式第9号 (第57条関係) (2)

健康管理手帳による健康診断実施報告書 (じん肺)																		
健康管理手帳番号		号		じん肺管理区分														
氏名 及び 住所																		
生年月日 年 月 日生(満 歳) 男・女																		
エックス線写真による検査																		
		4. エックス線写真の像 イ. 小陰影の区分 (0/- 0/0 0/1 1/0 1/1 1/2 2/1 2/2 2/3 3/2 3/3 3/+) <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>像</th> <th>区分</th> <th>タイプ</th> </tr> <tr> <td>粒状影</td> <td>/</td> <td>PQR</td> </tr> <tr> <td>不整形陰影</td> <td>/</td> <td></td> </tr> </table> ロ. 大陰影の区分 (A B C) ハ. 付加記載事項 (pl plc co bu ca cv em es px tb)								像	区分	タイプ	粒状影	/	PQR	不整形陰影	/	
像	区分	タイプ																
粒状影	/	PQR																
不整形陰影	/																	
1. 撮影年月日 年 月 日		2. 写真番号		3. 撮影条件 RV		増感紙 mAs		増感紙										
胸部に関する臨床検査																		
検査年月日 年 月 日																		
自覚 症 状	呼吸困難	I II III IV	他 覚 所 見	チアノーゼ	+ -	副 雑 音	+ - (部位)	そ の 他										
	せき	+ -		ばち状指	+ -													
	たん	+ -		副雑音	+ - (部位)													
	心搏亢進	+ -		その他														
	その他																	
喫煙歴		なし、やめた、吸っている ()本/日×()年(~)歳																
医師意見 年 月 日 医療機関の名称 及び所在地 医師氏名																		
労働局長殿																		

備考 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができます。

肺機能検査

1. 身長 m 年齢満 歳

2. 1秒量予測値 ℓ 3. 肺活量予測値 ℓ

	検査年月日	年	月	日	年	月	日	年	月	日
第一次検査	肺活量									
	努力肺活量									
	1秒量									
	1秒率									
	% 1秒量									
第二次検査	% 肺活量									
	検査年月日									
	採血の部位									
	採血から分折終了までの時間									
	酸素分圧									
	炭酸ガス分圧									
	肺泡気動脈血酸素分圧較差									
	判定 F(一十十)									

合併症に関する検査

検査年月日		年 月 日			
自覚症状		肺結核菌	たん	塗抹 $\pm$ -	渗出液
				培養 $\pm$ -	培養 $\pm$ -
結核菌	塗抹 $\pm$ -	たん	年月日	年 月 日	年 月 日
	培養 $\pm$ -		痰	mℓ	mℓ
撮影法()		たん	性状		
			年月日(初回)	年 月 日	
エックス線特殊撮影		たん	所見		
			年月日	年 月 日	
所見		たん	撮影法	らせんCT、その他()	
			所見		
1時間値	mm	肺結核以外の合併症に関する検査	その他の所見		
2時間値	mm				
スリムライン反応	mm × mm				

姓名: 性别: 年龄: 职业:		住址:		电话:	
工作单位:		单位地址:		单位电话:	
婚姻状况:		配偶姓名:		配偶住址:	
子女姓名:		子女年龄:		子女职业:	
健康状况:		疾病史:		过敏史:	
教育程度:		专业技能:		语言能力:	
兴趣爱好:		特长:		其他:	
自我评价:		他人评价:		综合评价:	
备注:		备注:		备注:	

姓名: 性别: 年龄: 职业:		住址:		电话:	
工作单位:		单位地址:		单位电话:	
婚姻状况:		配偶姓名:		配偶住址:	
子女姓名:		子女年龄:		子女职业:	
健康状况:		疾病史:		过敏史:	
教育程度:		专业技能:		语言能力:	
兴趣爱好:		特长:		其他:	
自我评价:		他人评价:		综合评价:	
备注:		备注:		备注:	

姓名: 性别: 年龄: 职业:		住址:		电话:	
工作单位:		单位地址:		单位电话:	
婚姻状况:		配偶姓名:		配偶住址:	
子女姓名:		子女年龄:		子女职业:	
健康状况:		疾病史:		过敏史:	
教育程度:		专业技能:		语言能力:	
兴趣爱好:		特长:		其他:	
自我评价:		他人评价:		综合评价:	
备注:		备注:		备注:	

姓名: 性别: 年龄: 职业:		住址:		电话:	
工作单位:		单位地址:		单位电话:	
婚姻状况:		配偶姓名:		配偶住址:	
子女姓名:		子女年龄:		子女职业:	
健康状况:		疾病史:		过敏史:	
教育程度:		专业技能:		语言能力:	
兴趣爱好:		特长:		其他:	
自我评价:		他人评价:		综合评价:	
备注:		备注:		备注:	

姓名: 性别: 年龄: 职业:		住址:		电话:	
工作单位:		单位地址:		单位电话:	
婚姻状况:		配偶姓名:		配偶住址:	
子女姓名:		子女年龄:		子女职业:	
健康状况:		疾病史:		过敏史:	
教育程度:		专业技能:		语言能力:	
兴趣爱好:		特长:		其他:	
自我评价:		他人评价:		综合评价:	
备注:		备注:		备注:	

姓名: 性别: 年龄: 职业:		住址:		电话:	
工作单位:		单位地址:		单位电话:	
婚姻状况:		配偶姓名:		配偶住址:	
子女姓名:		子女年龄:		子女职业:	
健康状况:		疾病史:		过敏史:	
教育程度:		专业技能:		语言能力:	
兴趣爱好:		特长:		其他:	
自我评价:		他人评价:		综合评价:	
备注:		备注:		备注: <	

[illegible]

様式第8号 (第54条関係) (2)

様式第8号 (第54条関係) (2)

(4 頁)

(4 頁)

じん肺の経過

初めてのじん肺管理区分2の決定	年	備考
初めてのじん肺管理区分3の決定	年	

既往歴

肺	結核	肺炎	心臓疾患	備考
胸	膜炎	炎	臓	
気管支	炎	炎	その他の胸部疾患	備考
気管支拡張症	症	症		
気管支喘息	患	患		
肺気腫	腫	腫		

この手続交付の直前のじん肺診断の結果

年 月 日

喫煙歴	なし、やめた、吸っている () 本/日 × () 年 (~) 歳
エックス線写真による検査	第1型、第2型、第3型、第4型 (A、B、C)
胸部に関する臨床検査	呼吸困難 (I、II、III、IV、V)、せき、たん、心臓亢進、その他 () チアノーゼ、ばち状指、副肺音、その他 ()
肺機能検査	第1次検査 1秒率 () %、%1秒量 () %、 %肺活量 () % 第2次検査 肺動脈血酸素分圧 (Torr)、 肺動脈血酸素分圧 (Torr)
判定	F (- + ++)
かかっている合併症の名称	

じん肺の経過

初めてのじん肺管理区分2の決定	年	備考
初めてのじん肺管理区分3の決定	年	

既往歴

肺	結核	肺炎	心臓疾患	備考
胸	膜炎	炎	臓	
気管支	炎	炎	その他の胸部疾患	備考
気管支拡張症	症	症		
気管支喘息	患	患		
肺気腫	腫	腫		

この手続交付の直前のじん肺診断の結果

年 月 日

喫煙歴	なし、やめた、吸っている () 本/日 × () 年 (~) 歳
エックス線写真による検査	第1型、第2型、第3型、第4型 (A、B、C)
胸部に関する臨床検査	呼吸困難 (I、II、III、IV、V)、せき、たん、心臓亢進、その他 () チアノーゼ、ばち状指、副肺音、その他 ()
肺機能検査	第1次検査 1秒率 () %、%肺活量 () %、 V25/身長 () l/sec/m 第2次検査 肺動脈血酸素分圧 (Torr)
判定	F (- + ++)
かかっている合併症の名称	

改正後

(5頁以降の頁 (最後の頁を除く。))

年 月 日	年 月 日	年 月 日
項 目	年 月 日	年 月 日
喫 煙 歴	なし、やめた、吸っている	なし、やめた、吸っている
エックス線写真による検査	第1型、第2型、第3型、第4型 (A、B、C)	第1型、第2型、第3型、第4型 (A、B、C)
胸部に関する臨床検査	呼吸困難 (I、II、III、IV、V)、せき、たん、心拍亢進、その他 ()	呼吸困難 (I、II、III、IV、V)、せき、たん、心拍亢進、その他 ()
胸部に関する臨床検査	チアノーゼ、ばち状指、副肺音、その他 ()	チアノーゼ、ばち状指、副肺音、その他 ()
肺機能検査	1 秒率 (%)、 % 1 秒量 (%)、 % 肺活量 (%)	1 秒率 (%)、 % 1 秒量 (%)、 % 肺活量 (%)
肺機能検査	酸素分圧 (Torr)、 肺動脈血酸素分圧 (Torr)、 肺動脈血酸素分圧 (Torr)	酸素分圧 (Torr)、 肺動脈血酸素分圧 (Torr)、 肺動脈血酸素分圧 (Torr)
測定	F (- + +)	F (- + +)
らせんCT		
肺動脈造影		
かかっている合併症の名称		
医療機関の名称及び医師氏名		

現 行

(5頁以降の頁 (最後の頁を除く。))

年 月 日	年 月 日	年 月 日
年 月 日	年 月 日	年 月 日
喫 煙 歴	なし、やめた、吸っている	なし、やめた、吸っている
エックス線写真による検査	第1型、第2型、第3型、第4型 (A、B、C)	第1型、第2型、第3型、第4型 (A、B、C)
胸部に関する臨床検査	呼吸困難 (I、II、III、IV、V)、せき、たん、心拍亢進、その他 ()	呼吸困難 (I、II、III、IV、V)、せき、たん、心拍亢進、その他 ()
胸部に関する臨床検査	チアノーゼ、ばち状指、副肺音、その他 ()	チアノーゼ、ばち状指、副肺音、その他 ()
肺機能検査	1 秒率 (%)、 % 1 秒量 (%)、 % 肺活量 (%)	1 秒率 (%)、 % 1 秒量 (%)、 % 肺活量 (%)
肺機能検査	酸素分圧 (Torr)、 肺動脈血酸素分圧 (Torr)、 肺動脈血酸素分圧 (Torr)	酸素分圧 (Torr)、 肺動脈血酸素分圧 (Torr)、 肺動脈血酸素分圧 (Torr)
測定	F (- + +)	F (- + +)
らせんCT		
肺動脈造影		
かかっている合併症の名称		
医療機関の名称及び医師氏名		

現行

様式第9号 (第57条関係) (2)

[illegible]

新 旧 対 照 表

昭和 53 年 4 月 28 日付け基発第 250 号「改正じん肺法の施行について」

新	旧
(略)	(略)
第 1 法律関係	第 1 法律関係
1 定義 (略)	1 定義 (略)
2 じん肺健康診断(第三条関係)	2 じん肺健康診断(第三条関係)
(1)～(2) (略)	(1)～(2) (略)
(3) じん肺健康診断の具体的実施手法及び判定については、別途発行される「じん肺診 査ハンドブック (II の 5 の (1) 及び (4) <u>を除く。)</u> に記載された内容並びに平成 22 年 6 月 28 日付け基発 0628 第 6 号「じん肺 法における肺機能検査及び検査結果の判定 等について」記中第 1 の 1 及び 2 を基本と して行うこととするので、事業者及びじん 肺健康診断を行う医療機関に対し、この旨 を指導されたいこと。	(3) じん肺健康診断の具体的実施手法及び判 定については、別途発行される「じん肺診 査ハンドブック」に記載された内容を基本 として行うこととするので、事業者及びじ ん肺健康診断を行う医療機関に対し、この 旨を指導されたいこと。
(4)～(6) (略)	(4)～(6) (略)
3～27 (略)	3～27 (略)
第 2～第 4 (略)	第 2～第 4 (略)